

湖西市告示第 114 号

地方自治法第 2 4 3 号の 2 第 1 項の規定により、今切体験の里海湖館の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 3 月 3 1 日

湖西市長 田内 浩之



- 1 委託の相手  
一般社団法人 湖西・新居観光協会 会長 永田 晴康
- 2 委託の内容  
今切体験の里海湖館における使用料の徴収事務
- 3 委託の期間  
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日